

一般社団法人日本認知症ケア学会 役員候補者選出規則

第1章 総称

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本認知症ケア学会の定款第4章第26条の役員
の選出に関し必要な事項を定める。

(種別)

第2条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1)選挙理事
- (2)推薦理事
- (3)監事

第3条 本会の役員の数値は、次のとおりとする。

- (1)選挙理事 19人
- (2)推薦理事 6人以内（選挙理事より推薦される）
- (3)監事 2人

(公示)

第4条 選挙人および被選挙人名簿は投票日の1か月前までに公示する。

2. 公示後3週間以内は選挙管理委員会への異議の申し立てを認める。

(任期)

第5条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(選挙の時期)

第6条 この選挙は、現役員の前任期満了日の1か月前までに実施しなければならない。

(選挙管理)

第7条 役員を選出のために選挙管理委員会をおく。選挙管理委員会は、理事および代議員若干名をもって構成され、委員長1人を互選する。

2. 選挙管理委員会は次の事業を行う。

- (1)選挙の公示
- (2)投票用紙の作成・配布・回収
- (3)開票および投票の有効・無効の判定
- (4)当選者の公示
- (5)その他、選挙が正当に行われるために必要な事項

(選挙権および被選挙権)

第8条 代議員は選挙権および被選挙権を

有する。ただし、改選の年の3月31日に満68歳であるものは、役員選挙の被選挙権を有さないものとする。

第2章 理事選出方法

(適用)

第9条 理事の選出は、代議員の投票によって行う。

(投票)

第10条 投票に関する一切の事項は選挙管理委員会が管理する。

2. この選挙は、原則としてインターネット方式により実施する。投票は無記名投票とする。
3. 投票は5人以内の連記とする。

(投票の管理)

第11条 選挙管理委員長は投票期間中に投票された票を受領し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

(開票)

第12条 この選挙の開票は、選挙管理委員会が定めた日に、選挙管理委員が行う。

2. 開票中に発生した疑義は、選挙管理委員会において協議し、処理する。

(投票の無効)

第13条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1)所定の投票手順を行わなかったもの。
- (2)選挙の期日までに投票しなかったもの。
- (3)その他、選挙管理委員会が無効と認めたもの。

(当選者)

第14条 この選挙の当選者は、得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。

2. 定数に達する順位の方が複数なときは、会員歴の長い順とし、会員歴が同等の場合は生年月日が遅い者とする。

3. 理事と監事の両方に当選した場合は、理事の当選を優先させるものとする。

(結果の公示)

第 15 条 選挙管理委員長は、選挙の結果を正会員に公示しなければならない。

(選任)

第 16 条 理事は、社員総会により承認されるものとする。

(欠員の補充)

第 17 条 選挙理事に欠員を生じたときは、理事選挙における次点者をもって、選挙理事として補充する。なお、推薦理事に欠員が生じたときは、理事会において推薦をし、理事長は速やかにこれを公示する。

2. 前項によって選挙理事を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。

(選挙の疑義)

第 18 条 正会員は、理事の選挙に関して疑義を選挙管理委員会に申し出ることができる。

第 3 章 監事選出方法

(適用)

第 19 条 監事の選出は、代議員の投票によって行う。

(投票)

第 20 条 投票に関する一切の事項は選挙管理委員会が管理する。

2. この選挙は、原則としてインターネット方式により実施する。投票は無記名投票とする。

3. 投票は 2 人以内の連記とする。

(投票の管理)

第 21 条 選挙管理委員長は投票期間中に投票された票を受理し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

(開票)

第 22 条 この選挙の開票は、選挙管理委員会が定めた日に、選挙管理委員が行う。

2. 開票中に発生した疑義は、選挙管理委員会において協議し、処理する。

(投票の無効)

第 23 条 次の各号の投票は、これを無効とする。

(1) 所定の投票手順を行わなかったもの。

(2) 選挙の期日までに投票しなかったもの。

(3) その他、選挙管理委員会が無効

と認めたもの。

(当選者)

第 24 条 この選挙の当選者は、得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。

2. 定数に達する順位の方が複数のときは、会員歴の長い順とし、会員歴が同等の場合は生年月日が遅い者とする。

(結果の公示)

第 25 条 選挙管理委員長は、選挙の結果を正会員に公示しなければならない。

(選任)

第 26 条 監事は、社員総会により承認されるものとする。

(欠員の補充)

第 27 条 監事に欠員を生じたときは、監事選挙における次点者をもって補充する。

2. 前項によって監事を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。

(選挙の疑義)

第 28 条 正会員は、監事の選挙に関して疑義を選挙管理委員会に申し出ることができる。

第 4 章 理事長および副理事長の選出方法

(適用)

第 29 条 理事長の選出は、選挙理事の互選によって行う。

2. 副理事長は、理事長の指名により選挙理事の中から選任される。

(選任)

第 30 条 理事長および副理事長は、社員総会により承認されるものとする。

第 5 章 補 則

(選出規則の変更)

第 31 条 この選出規則は、理事会の議を経、社員総会の承認を得なければ変更することができない。

(雑則)

第 32 条 この選出規則のほか、役員を選任に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この選出規則は、平成 27 年 5 月 23 日から施行する。